

第 19 号議案

中間市地域下水処理施設条例及び中間市地域下水道施設改良等基金条例を廃止する等の条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

中間市長 福田 浩

中間市地域下水処理施設条例及び中間市地域下水道施設改良等基金条例を廃止する等の条例

(中間市地域下水処理施設条例及び中間市地域下水道施設改良等基金条例の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 中間市地域下水処理施設条例(昭和47年中間市条例第20号)
 - (2) 中間市地域下水道施設改良等基金条例(平成11年中間市条例第8号)
- (中間市特別会計設置条例の一部改正)

第2条 中間市特別会計設置条例(昭和39年中間市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条(第2号に係る部分に限る。)及び第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正前の中間市特別会計設置条例第1条第3号に規定する中間市地域下水道事業特別会計(以下「旧地域下水道事業特別会計」という。)の令和6年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。
- 3 旧地域下水道事業特別会計に係る債権債務については、旧地域下水道事業特別会計の令和6年度の出納の完結の際に中間市公共下水道事業会計に引き継ぐ。

(第2条関係)

中間市特別会計設置条例新旧対照表

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)・(2) (略) <u>(3)</u> (略)	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)・(2) (略) <u>(3)</u> <u>中間市地域下水道事業特別会計</u> <u>(4)</u> (略)